

(様式第4号)

## 上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	上田市行財政改革推進委員会(第2回)
2	日 時	平成20年9月30日(火) 午前10時から12時12分まで
3	会 場	市役所南庁舎 5階 第3、4会議室
4	出席者	小池会長、宮沢副会長、鬼頭委員、塩入委員、高橋委員、 武井委員、田中委員、南雲委員、西沢委員、堀内委員、三井委員、宮下委員
5	欠席者	斉藤委員、櫻井委員、森田委員
6	市側出席者	金子行政改革推進室長、鎌原係長、星野主査、平田主任
7	公開・非公開等の別	公開
8	傍聴者	0人 記者 0人
9	会議概要作成年月日	平成20年10月8日

  

協 議 事 項 等	
1	開 会
2	議事
	(1) 前回の会議録の確認について
	(事務局) 前回の会議録についてはホームページで公開するので、訂正があれば事務局に申し出ていただきたい。
	(2) 地域内分権の推進と地域自治センターのあり方について
	(3) 今後の審議の進め方について
	(会 長) 今回の地域内分権と地域自治センターのあり方を審議するにあたって、まず地域自治センターが導入された目的と現状について話を聞かなければならない。 関係する資料を事前に送付してあるが、まず事務局からの資料説明と質疑応答を行う。 その後、審議を行う上での論点についてご意見をいただき、議論していきたいと考えている。
	(事務局) 事前に送付した資料について確認、合併協定書について説明
	(会 長) 合併協議時、旧上田市における吸収合併の事例で、旧町村役場が支所に縮小されたため、新市として合併した場合、こうした扱いとなるのが危惧された。 そのため、地域自治センターは、地域の個性を大切にしまちづくりを行うために、対等の考えで、上田市モデルとしてスタートしたということでご理解いただきたい。 この審議会では地域自治センター構想の内容自体を議論するのではなく、新市がスタートして2年半が経過し、現在の地域自治センターや地域協議会が当初の目的どおりに進んでいるのかどうか検証するとともに、見直す部分があれば提言していくというふうにしていけばいいのではないか。
	(事務局) 合併協定書以外の資料について説明
	(会 長) 質問があれば出して欲しい。
	(委 員) 範囲が広いので、ハードとソフトというように分けて議論をすればいいのではないか。 合併して不便なことは出てきているか。
	(委 員) 人事異動で他の地域の職員が窓口に来ていることで、職員が身近でなくなったという話を聞く。 広い視点も必要だが、地域に住んでいる職員でなければ、地域の話は分からないという意識があるので、特に窓口についてはその地域の職員を残した方がいいのでは。
	(委 員) 個人として役所に行く用事がほとんどないので、不便は特に感じない。
	(会 長) 議会事務局等、合併に伴い統合された組織はあるが、課のほとんどは合併前の組織をそ

のまま引き継いでいるのでは。

合併して本当の一体感をつくるためには、一旦壊さないといけないのでは。

(委員) 旧町村の現在のセンター長は、みんな地元の人なのか。

(事務局) 全員、地元の方がセンター長になっている。

(委員) 地域内分権を進めるためには、センター長に本庁の部長と同じ程度の権限を与えることが必要では。

(委員) 合併協定書には理想論が書いてあるが、現実として人事や予算執行についてはすべて本庁に権限があって、センター長は本庁に伺いを立てないと何もできないのではないのか。

(会長) センター長に予算の執行権はないのか。

(事務局) 事務処理規則によってセンター長が執行できる金額が定められている。

センター長は部長職なので、本庁の部長と同様の予算執行権を持っているが、本庁と相談しながら進めているという現実もある。

(委員) どの程度相談をしなければいけないかということが問題。

市全体として一体感を持って進めるために本庁と協議することも必要だが、分権型合併をしたのだから、センター長が独自にできる権限が必要。

(会長) センター長に予算執行権があると言っているが、役所の慣習として本庁に相談してからやるという意識があるのではないのか。

(委員) センター長に市長と同じような権限を渡してしまうとおかしくなるのではないのか。

現実として問題があるのであれば、協定書の内容についても見直すべきでは。

(会長) 合併協定書の内容自体を議論するというのであれば収拾がつかなくなる。

協定書は合併時に合意されたもの。将来的に見直す必要が出るかもしれないが、まずは合併前の計画どおりに進んでいるかどうかを検証することが必要では。

(委員) 支所の窓口を見ていると、業務の効率が落ちたわけではないが、仕事の流れがゆっくりとしているような気がする。

業務の見直しをして適正な人員配置にする半面、窓口サービスの水準を落とさないようにしていく必要がある。

センター長から自治センター経営について経営計画のようなものは提出されているのか。

(事務局) 経営計画という明確な位置づけになるかわからないが、上田市の重点目標というものがあり、個人から係、課、部ごとに目標を策定している。

各自治センターについても重点取組項目として5項目ほど設定し、毎年取り組んでいる。

(会長) 資料として提出して欲しい。

部ごとに重点目標を設定しているのと同様に地域自治センターでも重点的に取り組む目標を設定して市民に宣言しているということか。

(事務局) 重点目標以外に上田市として定めた総合計画の中で、各地域協議会で協議して地域ごとにまちづくり方針を定めている。

(会長) 総合計画の中で各地域ごとにまちづくり方針を定め、それを具体化するために年度ごとに経営計画を定めているという解釈でよいか。

(事務局) まちづくり方針を元に3年ごとに実施計画を策定しているが、各地域自治センターで重点目標とともに実施計画を策定し、計画的に行政を行っている。

(委員) 先に事業が決まってから予算が決まるのか。それとも、予算が決まってから事業が決まるのか。

(事務局) 上田市の市政を今後どのように行っていくのかという長期的なことを総合計画で決めている。

さらに、具体的にどのような事業を行い、そのための財源をどうするのかというのを決

めるのが3年ごとに策定する実施計画であり、それらを元に各地域自治センターで毎年度重点的に取り組む目標を定めている。

(会 長) 地域協議会で地域のことを議論しているが、その中で予算について議論することも重要だと受け止める。

質疑の他に議論の進め方についての論点があれば出して欲しい。

(委 員) 平成20年度から地域予算が始まったが、範囲を広げて継続して欲しい。

土木建設費は枠が決められて配分されるので、地域住民が要望した事業がなかなか進まないという不合理がある。

(会 長) 地域予算については、委員会で意見がまとまればぜひ提言したい。

(委 員) 大きな事業については本庁で検討してもらえばいいが、修繕費については自治センターで要求してもなかなか予算がつかないという不満がある。

(委 員) 予算の総額は決まっているから、要望する額が配当されないのはいしょうがないのでは。

(会 長) 今まで出た意見として地域予算についてはぜひ取り上げたいので、今後、担当課から説明を聞いて議論していきたい。

この他に委員会として議論していくテーマを絞りたいので、意見を出して欲しい。

(委 員) 地域協議会について取り上げてもらいたい。

旧町村については、議会がなくなったことから住民の意見を反映するために地域協議会を設置したということは理解できるが、旧上田市内に設置された地域協議会については不要ではないか。

地域の要望を反映することは自治連で対応できるが、地域協議会と自治連で意見の相違ができたときに問題がある。

また、自治会に加入していないなど地域に何も貢献していない人が、公募委員として地域協議会に参加して意見を言っていることも疑問である。

地域協議会が地域住民の意見を集約する場というのは理解できるが、各地域に自治会組織や市民から選ばれた議員がいる中で、20人という人数が必要かどうか。

(会 長) 重要なテーマであるので、担当課であるまちづくり協働課からはぜひ現状と課題について説明をしてもらいたい。

(委 員) 道路予算については、市の単独予算としてかなりの金額を配分している。

市としての面積が広がったために行き届かない面もあるが、合併3年目でようやく軌道に乗ってきたので、今後どのように見直していくかということが重要。

窓口にいる職員については、人事異動で他の地域から来るということも出てきているが、最初は戸惑いがあっても徐々に慣れてもらい、窓口対応で問題があれば言ってもらいたい。

旧町村の地域自治センターについては、合併前の業務の7割を残すということが言われているが、今ある業務が本当に必要なかどうか、行政改革の面から見直すべきでは。

(会 長) 行財政改革推進委員会の提言に基づき、市の方で行財政改革大綱を策定しているので、大綱との整合性も重要。

(委 員) 業務を見直す中でスリム化をするとともに、充実しなければいけない部分も見えてくるのではないか。

(会 長) 行財政改革の視点で見るとスリム化するところもあるが、上田市として地域内分権を進めるとしているため、そうした組織については逆に充実する必要がある。

上田市はこれまで吸収合併方式で合併してきたが、今回、新設対等合併により地域内分権を進める中で現実と理想とのギャップがあるのでは。

これまでいろいろな意見が出てきたが、意見をまとめるために、会長と事務局で事前に作成した審議の論点について整理した叩き台としての資料を配布するので意見を出して欲しい。

- (事務局) 資料配布、説明
- (会長) 議論する上で追加する点があれば意見を出して欲しい。  
その反面、年内に意見を提出したいというスケジュールもあるので、そちらも考慮して意見を出して欲しい。
- (委員) 自治センターの業務を見直すのであれば、本庁自体の業務を見直すことも必要。  
事務局案では2つの部会を設置して議論してはどうかということであるが、同じ内容を議論するのだから、部会の設置は不要。  
部会を設置して議論するのであれば、両方の部会で発言できるようにしてもらいたい。
- (委員) 各地域自治センターで課題があれば、自治センター長から課題の現状と問題解決の方向性について意見を聞いて、意見を集約する必要があるのでは。  
上田市には相当数の外国人が在住しているので、外国人の意見を反映するシステムがないのであれば、論点として取り上げて議論することも必要では。
- (会長) 現場の実態については聞いてみないと分からない。  
次回の会議で、最初にまちづくり協働課の話聞いていきたいと考えている。
- (委員) 市民満足度調査の結果も踏まえて審議した方がいいのでは。
- (会長) 市民満足度調査の進行状況はどうか。
- (事務局) 現在、アンケート用紙を発送し、12月下旬を目安に結果を取りまとめる予定だが、記述式を除いた項目選択の部分については結果の速報が出せるのではないかと考えている。
- (会長) 提言までに間に合えば調査の結果についてもぜひ盛り込みたい。
- (委員) 2つの部会に分けた場合、地域内分権の方は内容が難しいことから、総合支所部会の方に人数が偏ってしまうのでは。  
そうであれば、部会に分けずに現在の2時間の会議時間を倍に増やしても全体会で議論した方がいいのでは。
- (会長) 地域内分権は受け皿となる主体をどうするのか不透明な部分があることから提言しにくい面はある。
- (委員) 地域内分権の論点として自治会の役割というのが挙げられているが、どのような提言をするのか。
- (会長) 地域内分権における自治会の役割について委員の皆さんで議論をしていく中で、意見がまとまれば提言として提出するが、まとまらなければそれぞれの意見を併記して提出することも考えられる。  
大きなテーマであり、合併してから2年半試行錯誤している途中という面があるため、議論するにもいろいろな切り口がある。  
その一方で限られた期限の中で議論して提言しないと、なかなか実行に移せないという面もある。  
全体会で議論するメリットもあるが、自治センター組織を見直すというように大きな括りで議論するとキャパシティが足りない。議論の論点を絞ってテーマを決める中で部会に分かれて議論する方がいいのでは。
- (委員) 組織改正について提言する場合、リミットはいつか。
- (事務局) 部を変えるような大きな組織改正については、議会の全員協議会で報告する必要があるため、12月議会までに提言をまとめる必要がある。  
課や係といった部の下部組織を変える程度であれば、3月に報告すれば間に合うので、そういった事情を踏まえてスケジュール案を提示している。
- (委員) 会議の進め方としては部会で議論する方が効率的。  
ただし、12月の全体会で部会の意見を集約して大きな修正を行うというのは困難であることから、途中で全体会を開き、部会の議論を報告して議論の見落とし等、確認するよ

うにした方がいいのでは。

- (委員) ボリュームが大きいので、論点を分けて議論した方がいい。
- (委員) 地域内分権の推進という点では地域協議会や自治センターの機能は切り離せない。部会で分けて議論しない方がいい。
- (会長) 地域自治センター構想の中でそれぞれの機能が位置づけられているが、地域内分権や総合支所という機能別に分けて議論することも可能では。
- (委員) 議論の進め方についてはそれぞれ意見があるので、部会でやるか、全体会でやるかは委員長に決めてもらえばいい。
- (委員) 部会に分けてやってもらえばいい。
- (委員) 部会に分けても、中間で全体会を開けばそれぞれの部会の意見を調整できる。
- (会長) それでは、テーマごとに部会を設置して議論するという段取りで進めたい。予算の関係もあるが、中間で全体会を開いて部会の意見を調整するようにしたい。事務局からどちらの部会に所属したいかというアンケートを配布するので記入して提出してほしい。

### 3 閉会

次回の日程について

- ・ 10月9日(木) 午後2時から 真田地域自治センター 3階 301会議室

\* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

\* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。